

再生材の品質保証のための物性・懸念化学物質等の分析装置導入事業・Q&A

【分析装置・破碎設備 共通】

No.	項目	質問	回答
1	スケジュール	補助事業期間は令和 9 年 2 月末迄となっていますが、2 月末までに設備が納入されればよいと考えてよいですか。	令和 8 年度中に補助金を交付するため、2 月末までに、①設備の設置、②試運転の実施、③財団による検収の手続きまで完了する必要があります。
2	スケジュール	補助事業期間が始まる「交付決定日」は、最短でいつ頃になる予定でしょうか。	今回の公募期間は 5 月末までとなっております。その後、財団内部で申請内容を確認し、採択の手続きに入ります。採択を受けた申請者の方に「交付申請」の手続きをしていただき、最終的に財団から「交付決定」を行うのは 7 月中の予定です。なお、「 <u>交付決定</u> 」前に装置の発注を行ってしまうと、補助対象にならなくなりますので十分ご注意ください。
3	取得財産の管理年数	取得財産の管理年数（善管義務）は何年間でしょうか。	本補助事業を利用して導入した装置・設備の管理年数は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和四十年大蔵省令第十五号）」に基づくものとしますが、具体的には装置、設備によって異なりますので、省令をご参照ください。また、資産の取扱いについては、公募要領「重要事項 5、6」、交付規程第 8 条十ウもあわせてご参照ください。
4	交付決定後の発注内容の変更	交付決定後の発注先等の変更は可能でしょうか。	申請いただいた金額の範囲内ならば原則可としますが、変更に伴う納期遅延により事業期限（令和 9 年 2 月末までに設備の検収まで終了する必要があります）を超過することは認められませんのでご注意ください。なお、変更が判明した時点で事前に財団にご相談ください。
5	申請者	複数の事業者が共同で補助金の申請を行うことは出来ますか。	複数の事業者が共同で申請を行うことは、原則、認められません。 もし、「組合等が代表して申請を行い、組合等に参加している企業間で使用する方式」などを検討されている場合は、事前に財団にご相談ください。

6	申請単位	複数の拠点を持つ1事業者が、それぞれの拠点に設備を導入しようとする場合、一つの申請書で申込めますか。	複数の拠点に設備を導入しようとする場合は、それぞれの拠点毎に申請書類を作成し申し込んでください。
7	補助率	補助率は、事業者の規模によって変わるのでしょ うか。	本補助事業は、事業者の規模に関わりなく、2分の1の補助率となっております。
8	補助対象設備	中古の設備は補助対象となりますか。	本補助事業において補助対象となる設備は新品であることが必要となります。新古品、中古品（一度でも稼働した設備、整備済み中古を含む）は補助対象外となりますので、ご注意ください。
9	補助対象設備	海外メーカーの設備は補助対象となりますか。	<ul style="list-style-type: none"> ・海外メーカーの製品も対象となります。ただし、海外から輸入する場合は納期にご注意ください（国内調達と同様に令和9年2月末までに設備の検収まで終了する必要があります）。 ・設備の仕様や効果については、専門家の意見も聞きながら適性を確認させていただく場合もありますので、ご承知おきください。 ・設備の妥当性を確認させていただく都合上、日本語あるいは英語のカタログの提出をお願いいたします。日本語あるいは英語以外のカタログしかない場合、日本語や英語へ翻訳したものを提出していただいても構いません。日本語および英語以外の言語のカタログの場合は、審査できませんのでご了承ください。
10	補助対象設備	設備の更新（リプレース）も対象となりますか。	業務効率の向上等、導入の効果が確認でき、事業の目的が達せられる場合は対象となります。
11	補助対象設備	リースで導入する場合も、補助対象として認められますか。	リースでの導入は補助対象となります。希望する事業者は公募要領（P6）もご確認の上、財団までお問い合わせください。
12	採択の基準	応募が予算を上回った場合、どのような基準で採択の判断がなされるのでしょうか。	選定基準（非公開）に基づき、必須項目を満たした事業を採択の対象としますが、それでも予算を上回った場合は、別途、選定基準に加点項目を設けており、採点の結果、点数の高い事業を優先いたします。加点項目は信頼性、妥当性、技術的な合理性や設備導入の効果等となります。

【分析装置】

No.	項目	質問	回答
1	補助対象経費	物性測定用の装置の申請を行う際に、物性測定用の試験片の作製のための金型や成型機も含めて申請することは可能でしょうか。	JIS 規格に基づいた試験片作製のため、金型や成型機の導入が必要な場合、物性測定用装置と一体的に補助対象経費として扱える可能性がありますので、ご希望の場合は財団までご相談ください。ただし、全体の申請件数や申請内容等により、すべての事業者・申請内容が補助対象にならない可能性もあります。
2	補助金額の上限	申請金額に上限はありますか。	本補助事業では、1社あたりの申請の上限金額の目安を、3,000万円/社程度と想定しております（補助率：1/2、補助金額上限：1,500万円/社程度）。
3	申請台数の上限	分析装置の申請台数に上限はありますか。	申請台数に制限はございません。複数の設備の申請を希望される場合は、上記の上限金額の目安を参考に申請してください。ただし、全体の申請件数や申請内容等により、申請されたすべての装置が補助対象にならない可能性もあります。複数の分析装置を申請される際は、申請書類（様式2 実施計画書「2.導入を希望している分析装置」）に、希望度・優先順位の高い順番に記載してください。
4	対象事業者	現時点では、自動車向けの再生プラスチックは供給していませんが、今後、自動車向けにも供給を行いたいと考えています。そのような場合でも申請は可能でしょうか。	本補助事業は、新規で自動車向けに再生プラスチックの供給を行おうとする事業者も対象となります。申請書類（様式2 実施計画書「6.分析装置の導入により期待される効果」）に、再生材の供給予定先会社名や供給量の見込をご記入ください。ただし、全体の申請件数や申請内容等により、すべての事業者様が補助対象にならない可能性もあります。
5	対象事業者	分析装置の導入には専門的な知識が必要となりますが、コンサルティング会社や商社等が分析装置を導入する場合、事業者として対象となりますか。	本補助事業はリサイクラーやコンパウンダー、公設試験研究機関、分析機関等が対象事業者となりますので、コンサルティング会社や商社等は対象外となります。 なお、分析装置導入にあたり、技術習得のために必要なコンサルティング費用も対象外となりますので、ご注意ください。

以上